

7. 都市づくりの実現に向けて

7-1 基本的な考え方

前項で設定した都市づくりの方向性（将来都市構造）について、以下に示すように将来の土地利用及び都市施設等に分類しました。なお、防災関連施設や景観などについては、これら構成要素をグレードアップするものであり、自然環境や歴史・文化遺産については、保全と観光資産としての利活用を考えるものとした。

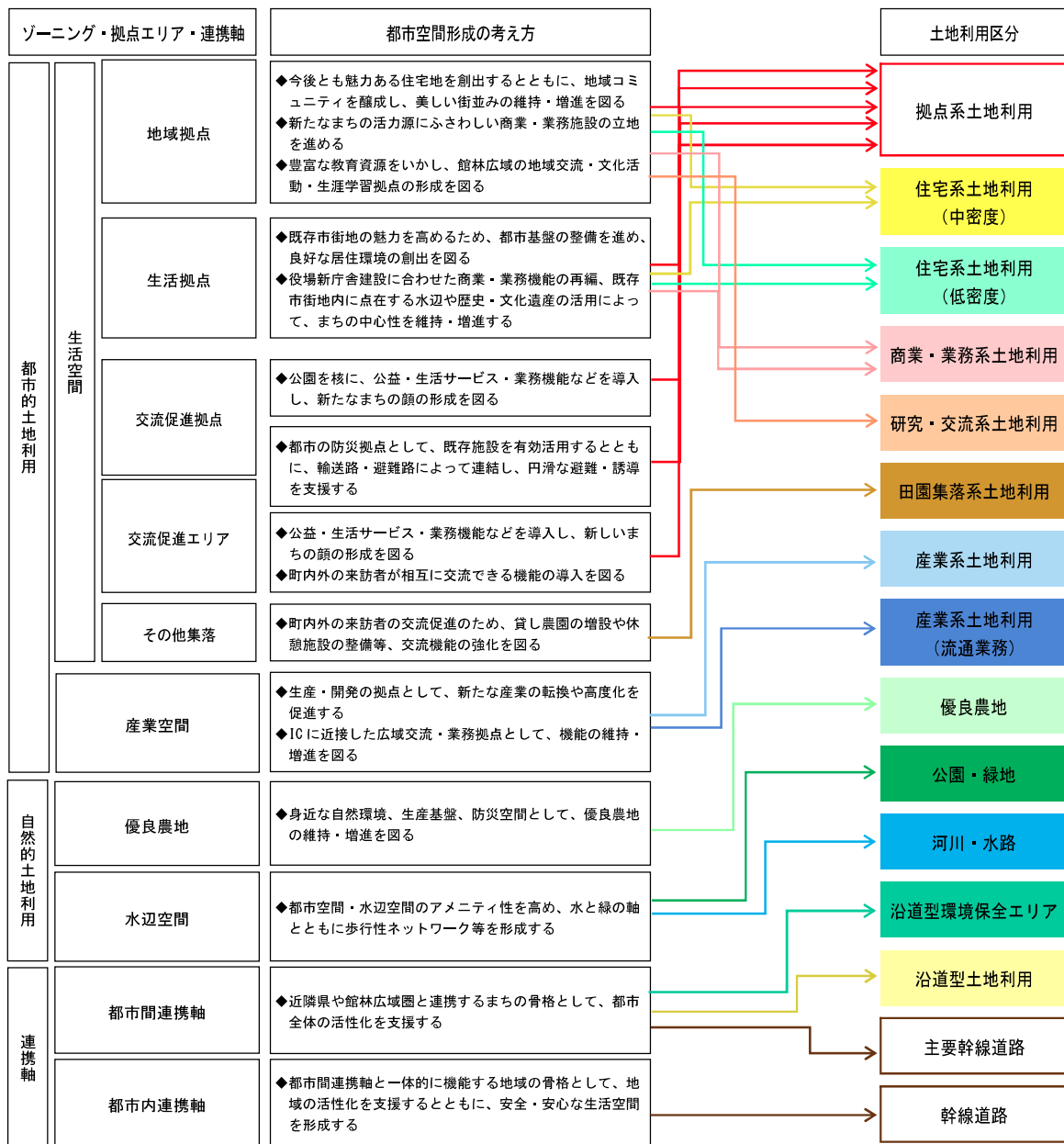


図7-1-1 都市空間形成の考え方と土地利用区分

【各区域と土地利用区分の関係（拠点系土地利用を除く）】

土地利用区分	西地区	北地区	南地区	東地区	板倉ニュー タウン地区
住居系土地利用 （中密度）	●				●
住居系土地利用 （低密度）	●				●
商業・業務系 土地利用	●				●
研究・交流系 土地利用					●
田園集落系 土地利用	●	●	●	●	
産業系土地利用	●			●	●
産業系土地利用 （流通業務）	●				
優良農地	●	●	●	●	●
公園・緑地	●	●	●	●	●
河川・水路	●	●	●	●	●
沿道環境保全 エリア	●				
沿道型土地利用	●				
主要幹線道路	●	●	●	●	●
幹線道路	●	●	●	●	●

7-2 暮らしやすい都市空間形成の実現に向けて

【基本的な考え方】

本町は、旧村4地区から構成される都市であり、現在に至ってもその構造特性が顕著に残っています。今後は市街地や集落の拡大基調ではなく、その構造特性を市街地・集落間の相互連携の強化によって維持する考えのもと、市街地及び集落における居住・商業環境等の維持改善・充実を図るため、計画的な土地利用を進めつつ、それらを実現するために必要な措置を講じます。

【拠点系土地利用】

- ◆役場新庁舎周辺については、中央公民館や中央公園が既に整備されていることから、これらの施設のさらなる利活用を行うべく、新庁舎を建設し、すべての町民が快適に利用できる新たな生活拠点としての土地利用を検討します。
- ◆新センター地区については、公園を核に、新たな「まちの顔」にふさわしい公益・生活サービス・業務機能などの導入を前提とした土地利用について検討します。
- ◆粕谷地区・五箇谷地区については、両地区ともに新たな「まちの顔」「ゲート」にふさわしい公益機能、商業業務機能の導入を考慮した土地利用について検討します。ただし、まち全体で既存の商業に影響を及ぼさないよう、適切な土地利用を検討します。
- ◆粕谷地区北側エリアの東北自動車道との交差点付近については、高速道路利用者と地域住民との交流を目的とする地域振興施設等の導入について検討します。
- ◆海老瀬地区については、健康の郷「季楽里」を核に、新たな「まちの顔」にふさわしい交流機能の強化を目的として、貸し農園の増設や休憩施設の設置等の整備について検討します。
- ◆小学校を含む交流促進拠点及び交流促進エリアについては、災害発生時における避難活動を円滑に進めるため、周辺土地利用の整序化及び必要な施設整備を進めます。

【住居系土地利用（中密度）】

《西地区》

- ◆市街化区域内に点在する未利用地については、引き続き面的整備や都市基盤整備を推進し、都市的土地利用への転換を図ります。
- ◆旧来の住宅地については、生活道路の拡充や浄化槽の整備等、都市基盤の整備を推進することで、居住環境の改善を図ります。
- ◆雷電神社周辺については、歴史・文化遺産をいかしながら歩行系空間を充実させた質の高い居住空間の形成を図ります。

《板倉ニュータウン地区》

- ◆駅に近接した区域については、特性をいかした中密度の土地利用を図ります。

【住居系土地利用（低密度）】

《西地区》

- ◆面的整備が完了している区域については、引き続き低密度な土地利用を維持するとともに、良好な居住環境を維持します。
- ◆面的整備が完了していない区域については、生活道路の拡充や浄化槽の整備等、都市基盤の整備を推進することで、居住環境の改善を図ります。
- ◆川入東地区については土地区画整理事業を引き続き推進し、他地区・区域のモデルとなるような居住環境の形成を図ります。

《板倉ニュータウン地区》

- ◆良好な住宅地としてのイメージを維持しながら分譲計画の推進するとともに、引き続き地域コミュニティの醸成及び区域内の整備・拡充を図ります。

【商業系土地利用】

- ◆沿道に展開した立地形態をいかした商業・業務機能を再編することで、中心商業地としての機能を高めます。
- ◆誰もが行きやすい空間として、歩行者中心のエリアへの転換を図ります。

【商業・業務系土地利用】

《板倉ニュータウン地区》

- ◆鉄道駅に近接し、かつ沿道に展開した立地条件をいかし、商業・業務機能の連続的な配置を促進するための未分譲地の対策を進め、新しい商業・業務地としての魅力を高めます。

【沿道型土地利用】

- ◆（都）3.4.5 板倉館林線（（一）板倉・粕谷・館林線）のうち、館林市との町界～（一）除川・板倉線の沿道については、板倉東洋大前駅（板倉ニュータウン地区）～新センターエリア～粕谷地区～館林東部商業拠点を結節するポテンシャルをいかし、生活サービス等の沿道土地利用について検討していきます。
- ◆（都）3.3.1 南部幹線（国道354号バイパス）のうち、館林市との行政区域界～旧国道354号との交差部の沿道については、4車線化事業の進捗をにらみつつ、まち全体で既存の商業に影響を及ぼさない範囲で、商業を中心とした沿道土地利用について検討を進めます。

【沿道環境保全エリア】

- ◆（都）3.4.5 板倉館林線（（一）板倉・粕谷・館林線）のうち、板倉ニュータウン地区境界から（一）除川・板倉線までの区間については、沿道環境保全エリアとして位置づけた上で開発等を抑制し、田園風景との調和を考慮します。

【研究・交流系土地利用】

- ◆東洋大学については、館林広域の地域交流・文化活動・生涯学習拠点が配置されている土地利用を維持します。

【田園集落系土地利用】

《西地区（縁辺部）》

- ◆（一）板倉・粕谷・館林線と市街化区域に挟まれたエリアについては、（一）板倉・粕谷・館林線沿道で進める商業系土地利用と調和し、かつ利便性の向上を見込んだ土地利用の枠組みについて検討します。
- ◆集落内に点在する農地については、必要に応じて土地利用の転換を図ります。

《北地区》

- ◆都市基盤整備を進めることで、集落としての形態・コミュニティを維持するとともに、水・緑の軸（渡良瀬川）に近接した観光拠点を形成するための土地利用について検討します。
- ◆（一）海老瀬・館林線沿道の集落については、道路整備に併せて居住環境の改善を図ります。

- ◆（主）館林・藤岡線と（一）除川・板倉線との交差点周辺では、現在立地している生活関連施設の維持と一層の充実を図ります。
- ◆本町において比較的高所に所在する特性をいかし、水害時における町民の避難地として必要な整備を進めます

《南地区》

- ◆都市基盤整備を進めることで、集落としての形態・コミュニティを維持するとともに、水・緑の軸（利根川）や群馬の水郷に近接した観光拠点にふさわしい土地利用について検討します。
- ◆（一）麦倉・川俣停車場線沿道では、現在立地している生活関連施設の維持と一層の充実を図ります。
- ◆高鳥天満宮周辺については、歴史・文化遺産をいかながら歩行系空間を充実させた質の高い居住空間の形成を図ります。

《東地区》

- ◆都市基盤整備を進めることで、集落としての形態・コミュニティを維持するとともに、板倉東洋大前駅から渡良瀬遊水地の中継地であり、かつ「町域や板倉ニュータウンを見渡せる」といった高所特性をいかすために必要な整備を進めます。
- ◆本町において比較的高所に所在する特性をいかし、水害時における町民の避難地として必要な整備を進めます。

【産業系土地利用】

《西地区、東地区》

- ◆板倉工業団地については、新たな産業への転換や高度化を促進するため、現在の有する機能の維持増進及び区域の拡大を図ります。
- ◆工業団地区域の拡大については、関係機関との調整を図りながら都市計画の変更手続きを進めます。
- ◆産業施設の操業による隣接農地等への影響の低減を図ります。

《板倉ニュータウン地区》

- ◆東洋大学北側及び板倉東洋大前駅北側については、新たな産業の導入を促進するために産業系土地利用への転換（必要に応じ、用途地域指定地における用途見直しを含む）を行い、町全体を牽引する産業を誘致します。
- ◆産業施設の操業による隣接住宅地や農地等への影響の低減を図ります。

【産業系土地利用（流通業務）】

- ◆岩田地区の流通団地については、後背地に広がる農地への影響を最小化するように配慮しながら、広域流通・業務機能の維持・増進を図ります。

【優良農地】

- ◆一団の農地については、引き続き維持・保全を図ることを前提としつつ、市街地や集落の周辺及び幹線道路沿道については、必要に応じて町内外の来訪者向けの農園等への転換を図ります。



～凡 例～		
 : 住居系土地利用 (中密度)	 : 住居系土地利用 (低密度)	 : 商業・業務系土地利用
 : 商業系土地利用	 : 沿道型土地利用	 : 沿道景観保全エリア
 : 産業系土地利用	 : 産業系土地利用 (流通業務)	 : 研究・交流系土地利用
 : 拠点系土地利用	 : 田園集落系土地利用	 : 主要集落エリア
 : 優良農地	 : 公園・緑地	
 : 広域連携軸		
 : 主要幹線道路	 : 幹線道路	 : その他主要道路
 : 主要幹線道路 (既定計画)	 : 幹線道路 (既定計画)	
 : 主要幹線道路 (構想)	 : 幹線道路 (構想)	

図7-2-1 土地利用構想・方針図

7-3 暮らしを支える道路・交通体系の実現に向けて

(1) 自動車交通の構想・基本方針の策定

【基本的な考え方】

本町の道路網は、旧国道 354 号や（主）館林・藤岡線等を東西軸とした梯子状道路網ですが、未整備区間が多いため、効率的に機能しているとはいえません。今後は、未整備区間の供用を推進し、道路の機能区分を明確にした上で、隣接県を含む全方向への連携強化を図ります。

【主要幹線道路】

- ◆東北自動車道館林ICのみならず、館林都市圏や太田都市圏に所在する都市、及び国道4号を經由して首都圏方面を結節する都市間連携軸であり、町内外で発生集中する主要な自動車交通を受け止める機能を有することから、引き続き暫定供用区間における多車線化や未整備区間の供用に向けて、必要な関係機関調整を進めます。
 - ◆埼玉県との県境部においては、板倉工業団地の拡張や新たに配置する産業系土地利用（板倉ニュータウン地区：産業系業務）による交通量の増大への対応、現道との交通機能分担による安全性確保等に向け、都市計画道路の整備を進めます。
- 《(都) 3.4.5 板倉館林線：(一) 板倉・靱谷・館林線》
- ◆板倉ニュータウン～西地区（新たな拠点：新センターエリア及び靱谷地区）～館林市（東部商業拠点）を經由して館林市中心部に至る都市間連携軸であり、かつフラワーロードとして沿道との一体的な整備が位置づけられていることから、多様な機能に対応できる空間形成を図ります。
 - ◆上記の実現のため、関係機関との調整のもとで都市計画変更等必要な手続きを進めながら、歩道の拡幅、自転車道及び植栽帯の整備を推進します。
- 《(主) 館林・藤岡線》
- ◆館林市の北部エリア・中心部や栃木県栃木市を結節する都市間連携軸であり、かつ町の最北端に位置する道路として都市間交通を受け止める機能を有することから、関係機関との調整のもとで必要な整備を進めます。
 - ◆特に、北地区の集落通過部分にあっては、地域住民の生活空間の一部として機能していることから、関係機関との調整のもとで歩道の拡幅等地域住民の利便性を向上させるための取り組みについて検討します。
- 《(一) 海老瀬・館林線》
- ◆板倉ニュータウン～北地区～館林市中心部を結節する都市間連携軸であり、かつ沿道集落環境の改善を促進する機能を有することから、関係機関との調整のもとで歩道の拡幅等必要な整備を進めます。
- 《埼玉県及び栃木県との連絡》
- ◆隣接する埼玉県及び栃木県との連携強化を図るため、渡良瀬川及び利根川への新たな架橋を検討し、町内の南北方向の交通軸を形成します。

【幹線道路】

《(都) 3.4.25 中央通り線：旧国道 354 号》

- ◆西地区と板倉ニュータウンを直結するほか、西地区における都市活動を支える軸として機能していることから、関係機関との調整のもとで歩行空間を拡充するための道路空間の再構築・再配分等必要な整備を進めます。

《(一) 麦倉・川俣停車場線》

- ◆明和町と埼玉県加須市を結節するほか、南地区における都市活動を支える軸として機能していることから、歩行者交通の安全性や円滑性、快適性に配慮した空間形成を進めるため、関係機関との調整のもとで広幅員化、道路空間の再構築・再配分等必要な整備を進めます。

《(都) 3.4.26 岩田岡里線：(一) 斗合田・岩田・岡里線》

- ◆国道 354 号バイパス、旧国道 354 号、(一) 板倉・靱谷・館林線、(一) 海老瀬・館林線、(主) 館林・藤岡線とともに梯子状道路網を形成し、町最西端に位置する南北軸としての機能を有していることから、未整備区間の供用に向けて関係機関調整を進めます。

《(一) 除川・板倉線》

- ◆西地区と北地区を直結するほか、(一) 板倉・靱谷・館林線、(一) 海老瀬・館林線、(主) 館林・藤岡線とともに梯子状道路網における南北軸として、関係機関との調整のもとで自動車交通の安全性、円滑性、快適性を向上させるために必要な整備を進めます。

《(都) 3.4.29 板倉線》

- ◆西地区最東端の市街地形成のフレームとして、西地区における都市活動を支援します。
- ◆西地区と南地区との相互連携を支援するとともに、(仮称) 八間樋道路の補完機能を付加させるため、国道 354 号バイパスから(一) 麦倉・川俣停車場線までの延伸について検討します。

《(一) 海老瀬・飯野線》

- ◆板倉ニュータウン～東地区を経由し、(主) 佐野・古河線と結節することで、板倉ニュータウン及び東地区における都市活動を支援するため、広幅員化等必要な整備を進めます。

《(都) 3.4.28 雷電通り線》

- ◆(一) 除川・板倉線と一体的に南北軸を形成するとともに、西地区の都市活動を支え、かつ雷電神社の参道の一部として機能していることから、歩行空間の充実を念頭に置きながら未整備区間の整備を進めます。

《(都) 3.4.40 通・仲伊谷田線》

- ◆旧国道 354 号、(一) 海老瀬・館林線、(一) 板倉・靱谷・館林線と結節することで梯子状道路網の一部を形成するほか、板倉ニュータウンにおける都市活動を支援します。
- ◆板倉東洋大前駅駅前広場と結節することで、駅周辺における自動車交通の集散機能を支援します。

《(仮称) 八間樋道路》

- ◆(仮称) 八間樋道路は、板倉ニュータウン地区や東地区と南地区を結節する機能を有し、南地区の生命線ともいえる道路であるため、八間樋橋の架け替えと併せて整備を進めます。
- ◆長期的には、渡良瀬川、利根川の渡河による埼玉県、栃木県方面への延伸を実現させるために必要な検討を進めます。

【その他主要道路】

《(都) 3.4.27 公園通り線》

- ◆(一) 板倉・靱谷・館林線、旧国道 354 号、国道 354 号バイパスを結節することで、(都) 3.4.28 雷電通り線を補完するとともに、群馬の水郷や板倉ゴルフ場に円滑に誘導する機能を有するため、来訪者にわかりやすく、かつ緑豊かな空間形成を図ります。

《(都) 海老瀬停車場線、(都) 3.4.41 北部環状線、(都) 3.4.42 南部環状線》

- ◆板倉ニュータウン内の主要な街区を形成するための道路であることから、引き続き道路機能・空間の維持を図ります。

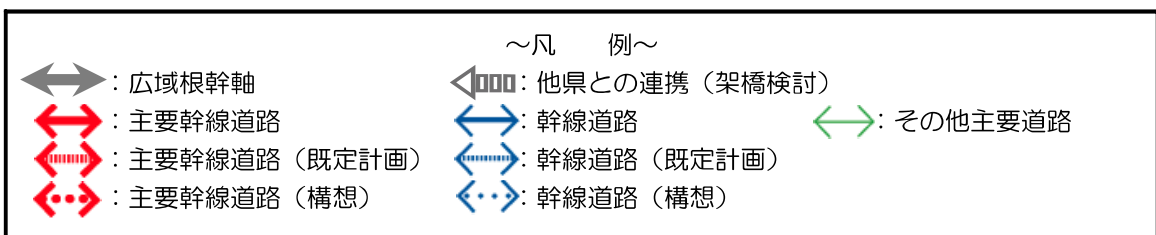
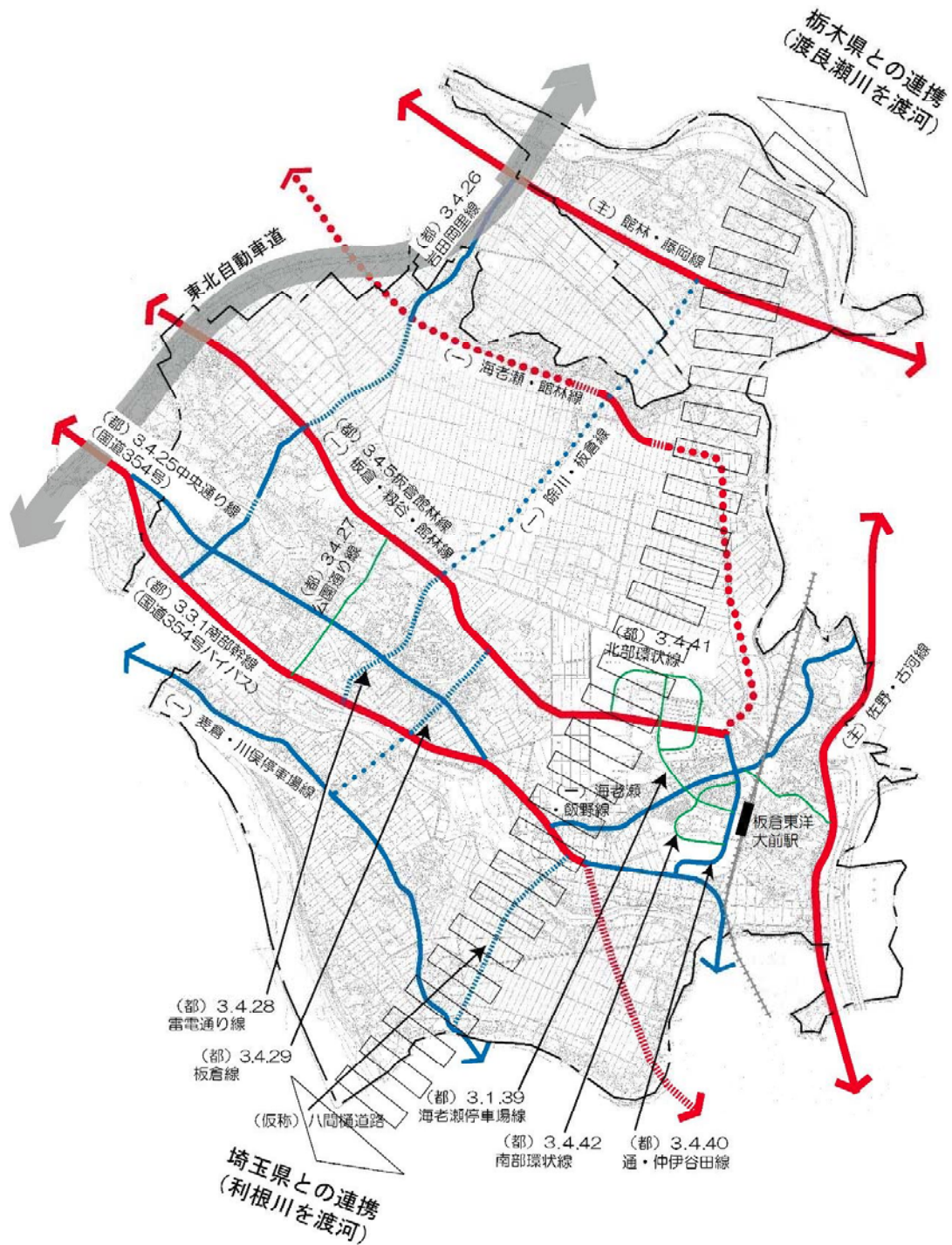


図7-3-1 自動車交通体系の構想・方針図

(2) 歩行系交通体系の構想・基本方針の策定

【基本的な考え方】

今後とも町内で着実に進行する少子・高齢化に対応するための歩車分離の明確化、及び地域住民の生活空間の一部として機能できるよう、必要な整備を進めます。

【にぎわいの道】

- ◆旧国道 354 号、(一) 板倉・靱谷・館林線、(都) 海老瀬停車場線については、板倉ニュータウン～西地区～館林市方面を相互に結節するとともに、市街地内を縦断する道路であることから、にぎわいの道として位置づけ、多様な目的の歩行者及び自転車の安全性、円滑性、快適性に配慮した空間整備を進めます。
- ◆旧国道 354 号については、沿道で面的整備が進行した場合には、これに併せた歩道拡幅を進め、面的整備が進行しない場合には道路空間の再構築・再配分を行うことで必要な歩道幅員を確保します。
- ◆旧国道 354 号板倉交差点付近については、商業空間の再生に併せ、コミュニティ道路等歩行者主体の道路空間を形成するための交通規制のあり方を検討します。
- ◆(一) 板倉・靱谷・館林線については、歩道と沿道との一体的な利用を図るための歩道拡幅に加え、バリアフリー化、植栽、浸透性舗装等を図ることで、歩行者及び自転車の安全性、円滑性、快適性に優れた空間整備を進めます。
- ◆(都) 海老瀬停車場線については、既に広幅員な歩道が整備されていますが、地域住民の理解と協力の下で、歩きやすい空間の維持を図ります。

【福祉の道】

- ◆(一) 海老瀬・館林線については、バリアフリー化等整備が進められている福祉の道を町内の同路線全線に拡大整備し、高齢者に対応したモデル的路線にふさわしい空間形成を図ります。

【歴史の道】

- ◆(都) 雷電通り線については、一部が雷電神社の参道に該当するほか、商業空間の再生を支援できる可能性もあることから、歩行系交通の拡充を図るための道路空間の再構築・再配分を行います。
- ◆(都) 雷電通り線と緑の軸(後述)とを連結することで、新センターエリア～雷電神社～大同山宝福寺～中心商業地～群馬の水郷を連携できるため、観光・散策ルートの一部としての整備について検討します。

【緑の道】

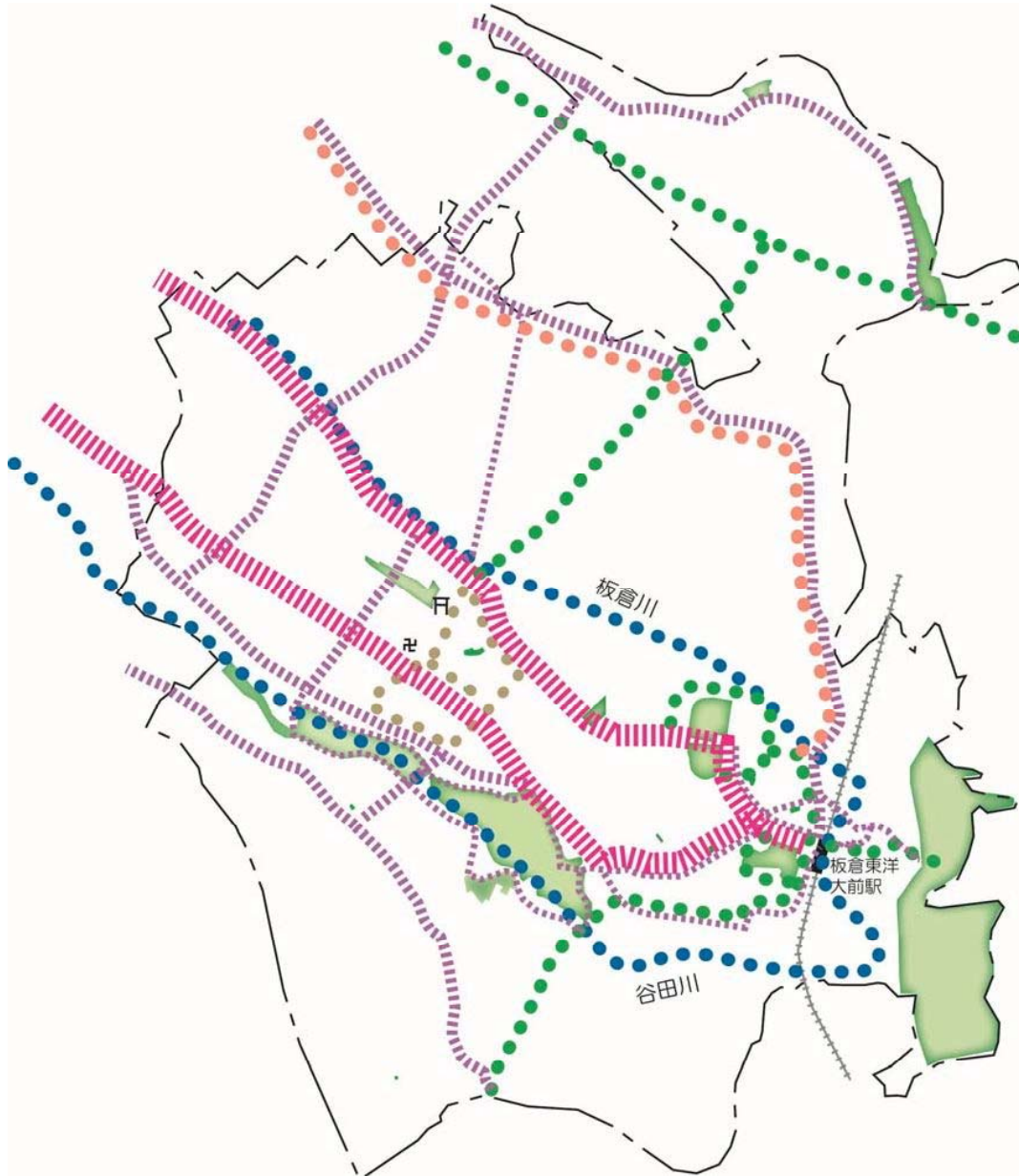
- ◆主要な道路以上については、歩いて楽しい歩道空間を創出するため、植栽等の一層の充実を図ります。

【水の道】

- ◆現在板倉川で進められている親水性を考慮した河川整備に併せ、歩行空間の拡大整備を図ります。
- ◆群馬の水郷や谷田川沿いで進められている景観整備については、これを町全域に広げていくとともに、河川管理用道路を活用した歩行空間の整備を図ります。

【自転車道】

- ◆群馬県が主体となって整備を進めているサイクリングロードネットワークを拡大整備し、河川堤防や歩道空間を活用した自転車道を整備します。
- ◆この中で沿道に空地がある場合は、これらをポケットパークとして整備し、自転車利用者向けの休憩スペースとしての活用を図ります。



～凡 例～

- | | | | | |
|--|-----|-----|-----|-----|
| | ●●● | ●●● | ●●● | ●●● |
| | ●●● | ●●● | ●●● | ●●● |
| | ●●● | ●●● | ●●● | ●●● |
- ||||| : にぎわいの道 ●●● : 福祉の道 ●●● : 歴史の道 ●●● : 緑の道 ●●● : 水の道
 - - - : 自転車道（県所管） - - - : 自転車道（町所管） ■ : 公園・緑地

図7-3-2 歩行系交通体系の構想・方針図

(3) 公共交通体系の構想・基本方針の策定

【基本的な考え方】

板倉東洋大前駅を經由して町外と連携する基幹バスを中心に、地区相互や地区内を連携する循環バスを配置し、効率的な公共交通ネットワークの構築を図ります。また、板倉東洋大前駅や新たな拠点、及びバス相互の結節が可能なエリアにターミナル機能を有するバス停を配置し、交通結節機能を強化するとともに、地域住民が身近に利用するバス停の再配置を図ります。

【基幹バス】

- ◆埼玉県方面や館林市方面を結節するとともに、町内唯一の鉄道駅である板倉東洋大前駅を經由する基幹バスを配置し、都市間連携の強化を図ります。
- ◆首都圏方面へのアクセス性を向上させるため、粕谷地区（ターミナルバス停：後述）において高速バスに結節する方法について検討を進めます。

【循環バス】

- ◆西地区や板倉ニュータウン地区へのアクセスや地区内の移動を支援する循環バスを配置し、地域住民の身近な足を確保します。
- ◆役場新庁舎周辺や粕谷地区（ターミナルバス停で後述）において基幹バスと結節することで、町外への移動の支援を図ります。

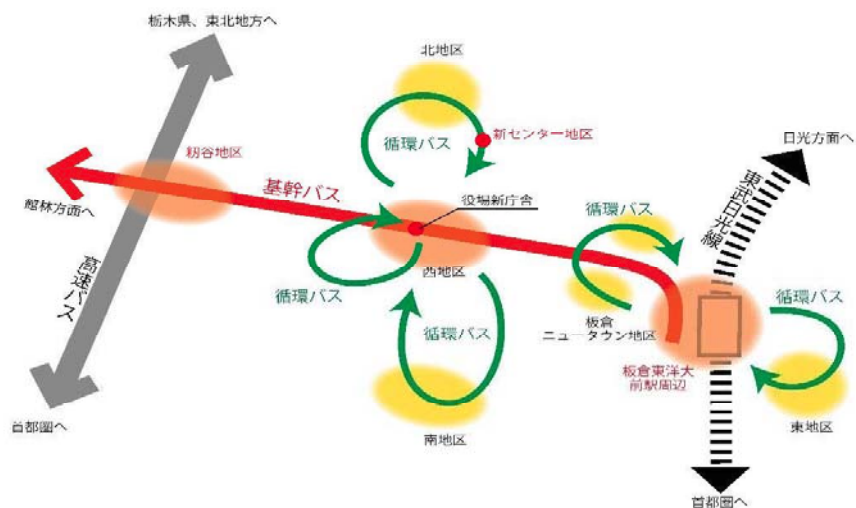
【ターミナルバス停】

- ◆板倉東洋大前駅については、主要ターミナル型バス停として位置づけ、鉄道～バス交通及び自家用乗用車交通、バス交通相互の交通結節機能の強化を図ります。
- ◆新たな拠点やバス交通の相互連携が可能なエリアについては、ターミナル型バス停として位置づけ、バス相互の乗り換えを支援するとともに、必要に応じてパーク・アンド・バスライド及びサイクル・バスライド駐車場を配置することで交通結節機能の強化を図り、バス利用促進の支援を図ります。

【その他バス停】

- ◆居住地や従業地からの徒歩距離を考慮したバス停の再配置やバリアフリー化等バス停周辺の施設整備について検討を進めます。

《バス交通体系の構想・方針の概念図》

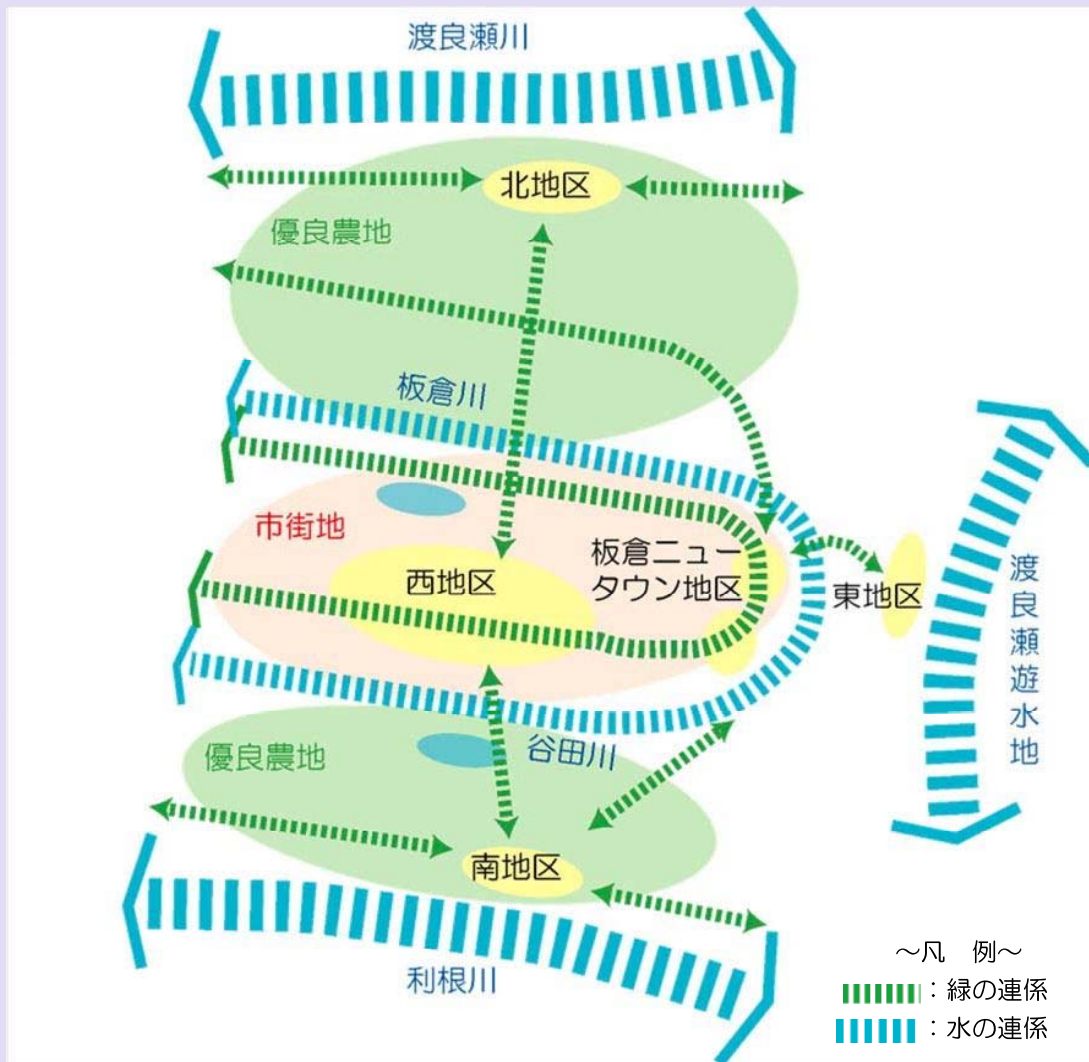


7-4 緑豊かな都市空間形成の実現に向けて

【基本的な考え方】

本町においては、渡良瀬川、利根川、渡良瀬遊水地といった大規模な河川、池沼に囲まれた中で、板倉川や谷田川によって市街地が定められ、その間を広大な優良農地が広がった地形を有しています。よって、本町における緑空間形成にあたっては、市街地及び集落間の連携に加え、渡良瀬川、利根川、渡良瀬遊水地、並びに公園・緑地を対象に、河川空間や道路空間を活用した「緑の連係」を構築し、町全体で緑豊かな空間形成を目指します。

《緑豊かな都市空間形成の概念図》



【公園・緑地拠点】

《公園・緑地等》

- ◆既設の公園・緑地については、地域住民の理解と協力のもとで、高齢者等に配慮したバリアフリー化等、利便性の向上を図ります。
- ◆新センター地区公園等、新たに整備される公園・緑地については、適切な規模・利用圏域（誘致距離）を確保しながら、計画的に整備を進めます。
- ◆群馬の水郷等については、今後とも機能の維持・更新を図りつつ、それらが恒久的に担保されるよう、必要に応じて都市計画公園に指定します。
- ◆町内に多く点在する社寺林や屋敷林については、町の緑景観を特徴づける緑空間として維持・保全するため、所有者の理解と協力のもとで、保全のために必要な処置を講じます。
- ◆公園・緑地等の維持・管理及び保全については、居住環境にうるおいを持たせる緑として、地域住民とともに取り組みます。

《風致地区》

- ◆合の谷周辺の谷津については、無秩序な開発を抑制するため、池沼を取り込んだエリアを対象に、新たに風致地区等の指定を検討していきます。

【水・緑の軸】

《水と緑の骨格軸》

- ◆渡良瀬川、利根川、渡良瀬遊水地については、本町を囲む水と緑の骨格的な要素であることから、今後とも水と緑の骨格軸にふさわしい空間形成を進めるため、関係機関との調整のもとで、広大な河川空間の保全及び利活用を行います。

《水の軸》

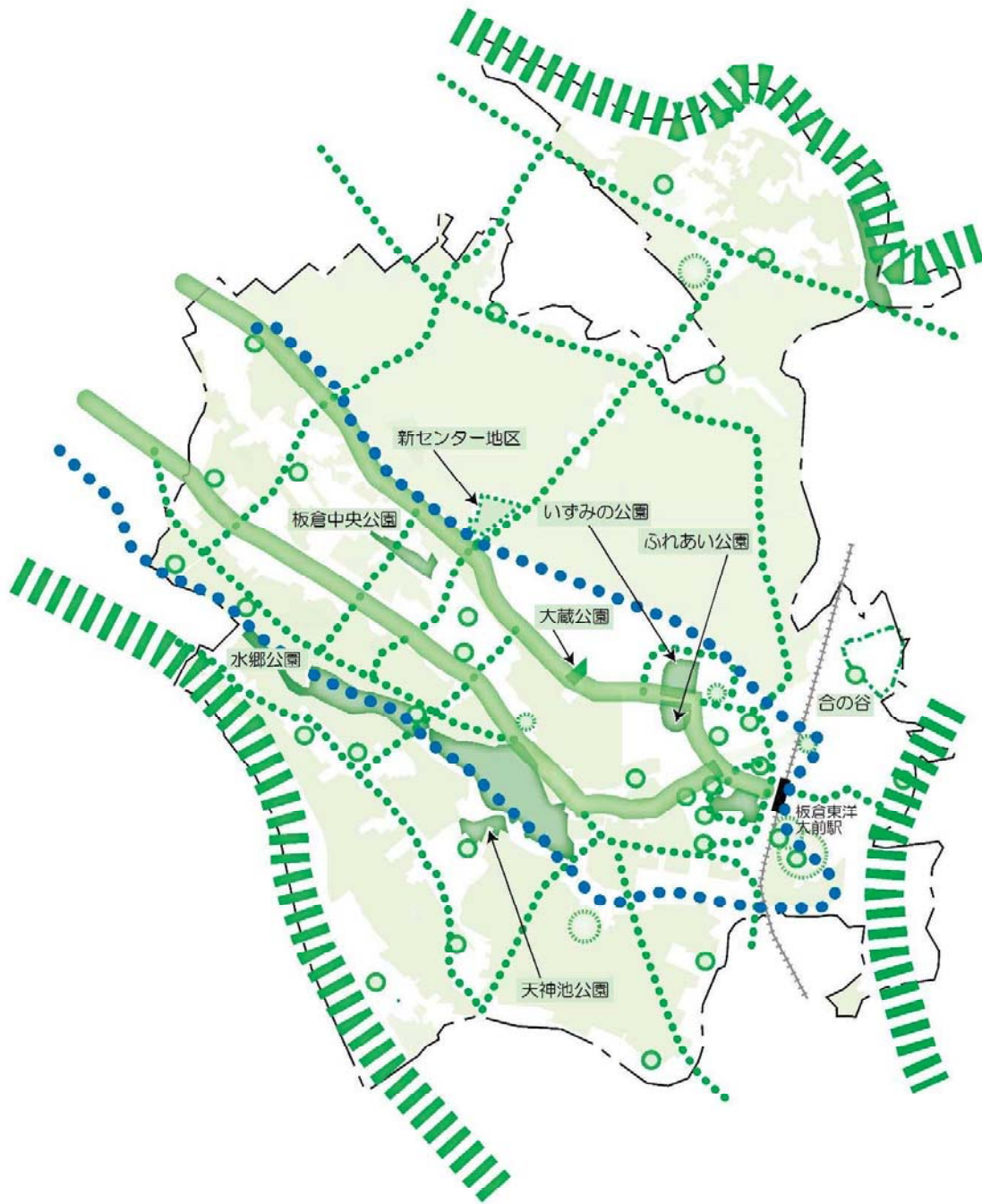
- ◆板倉川及び谷田川については、市街地を囲む水の軸として、地域住民の利用に資するための散策路等、河川管理用道路等の利活用を行います。
- ◆谷田川の桜堤については、堤防拡幅に伴って整備を拡大し、谷田川全域に花あふれる空間の創出を図ります。

《緑の軸（メイン）》

- ◆旧国道 354 号、（一）板倉・靱谷・館林線、（都）海老瀬停車場線については、にぎわいの道にふさわしい空間を形成するため、町における主要な緑の軸として位置づけた上で、道路空間を活用した緑化を図り、沿道市街地と一体的な緑空間の整備を図ります。

《緑の軸（サブ）》

- ◆各地区を連携する全ての道路については、道路空間を活用した緑化を進め、町全域に豊かな緑空間の創出を図ります。



～凡 例～

【公園・緑地拠点】		
: 公園・緑地（既設）	: 公園・緑地（既定計画）	: 公園・緑地（構想）
: 風致地区等（既定計画）	: 優良農地	: 遊水池（館林市内）
【水・緑軸】		
: 水と緑の骨格軸	: 緑の軸（メイン）	: 緑の軸（サブ）
		: 水の軸

図7-4-1 公園・緑地の構想・方針図

7-5 清潔な都市空間形成の実現に向けて

【基本的な考え方】

衛生的な生活環境の形成と河川・水路の水質浄化を図るとともに、環境にやさしい都市づくりを推進するため、引き続き下水道事業やリサイクルに向けた取り組みを進めていきます。

【公共下水道事業】

- ◆板倉町公共下水道基本計画に基づき、事業認可区域を対象に公共下水道事業を推進します。
- ◆板倉ニュータウンの土地利用計画変更や用途変更に伴う汚水処理需要に対応するため、必要に応じ、板倉町公共下水道計画の見直しを図ります。

【浄化槽整備事業】

- ◆公共下水道事業認可区域以外の区域においては、浄化槽設置整備事業を推進します。

【その他】

- ◆水質浄化センターについては、引き続き河川・水路の浄化を進めるための機能の維持・拡充を図ります。
- ◆本町、館林市、明和町の1市2町による広域ごみ処理事業の開始に向け、リサイクル（不燃ごみの処理）施設を建設します。



【水質浄化センター】



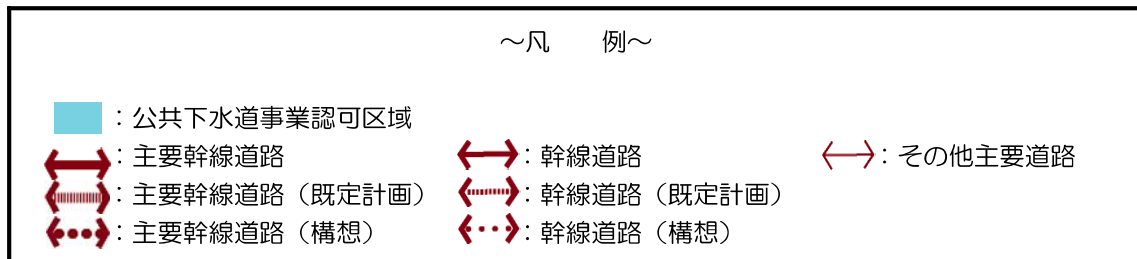
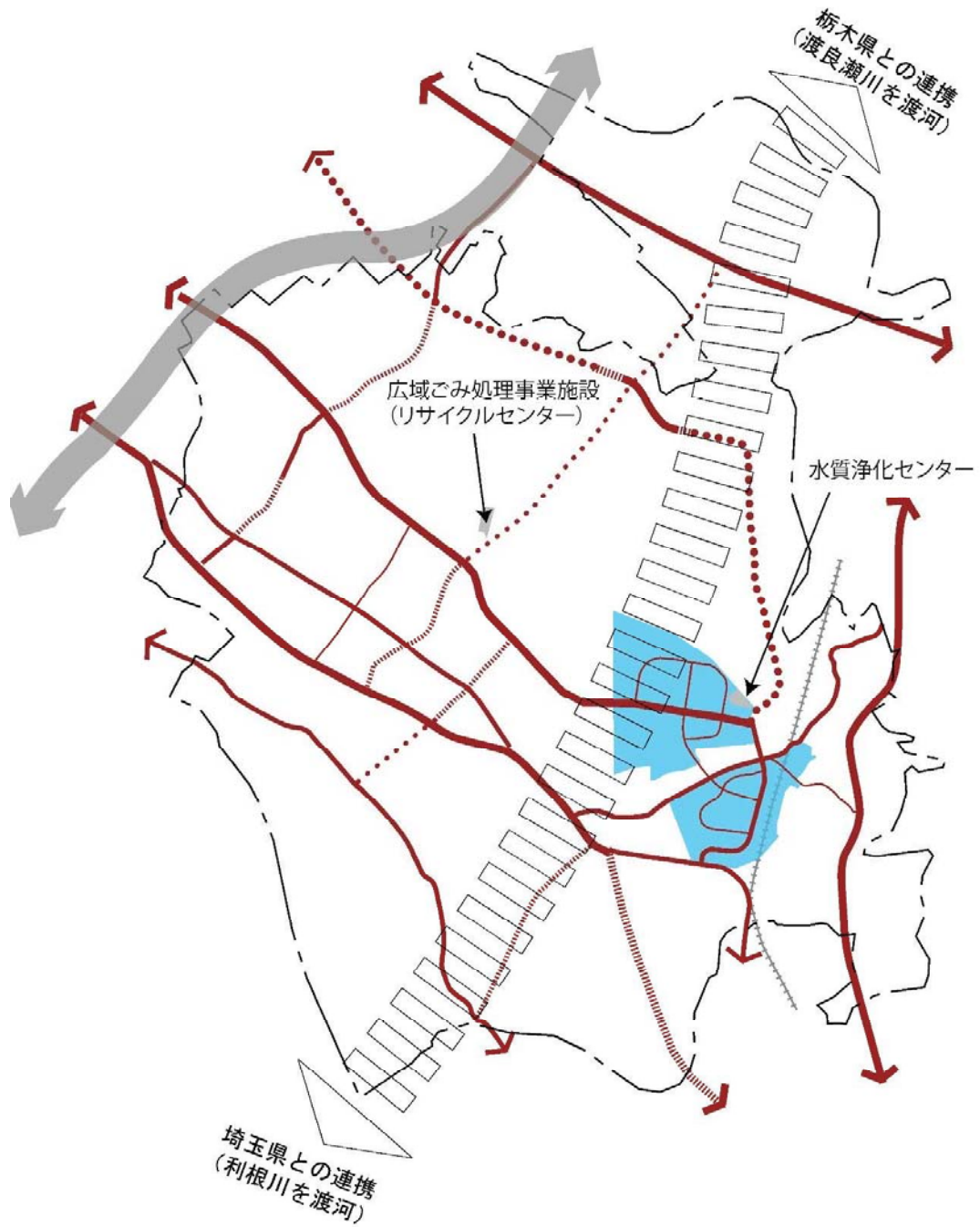


図7-5-1 下水道等の構想・方針図

7-6 安全安心な都市空間形成の実現に向けて

【基本的な考え方】

災害発生時における緊急物資輸送及び防災拠点や避難地までの地域住民の円滑な誘導に資するための施設整備を進めます。特に水害発生時には、非浸水地まで速やかな避難に資するための道路・沿道整備を進めます。

また、地域コミュニティの維持・増進を推進し、犯罪に強いまちづくりを進めます。

【輸送路】

- ◆国道 354 号バイパス、(一) 麦倉・川俣停車場線、(主) 館林・藤岡線、(都) 3.4.26 岩田岡里線については、災害発生時において隣接縣市からの円滑な救援物資の搬出入等を行うための広幅員化等必要な施設整備を行うとともに、これらを効率的に運用するための道路・交通規制について検討します。

【主要な避難路】

- ◆災害発生時に、居住地や従業地から各地区における防災拠点等への円滑な避難を可能にするため、代替性を有する避難路ネットワークの形成を図り、そのために必要な道路整備や沿道建築物の不燃化等を進めます。
- ◆特に水害発生時に西地区、南地区、板倉ニュータウン地区から北地区、東地区等非浸水地への避難に活用されるルートについては、重点かつ早急に整備を進めます。

【防災拠点】

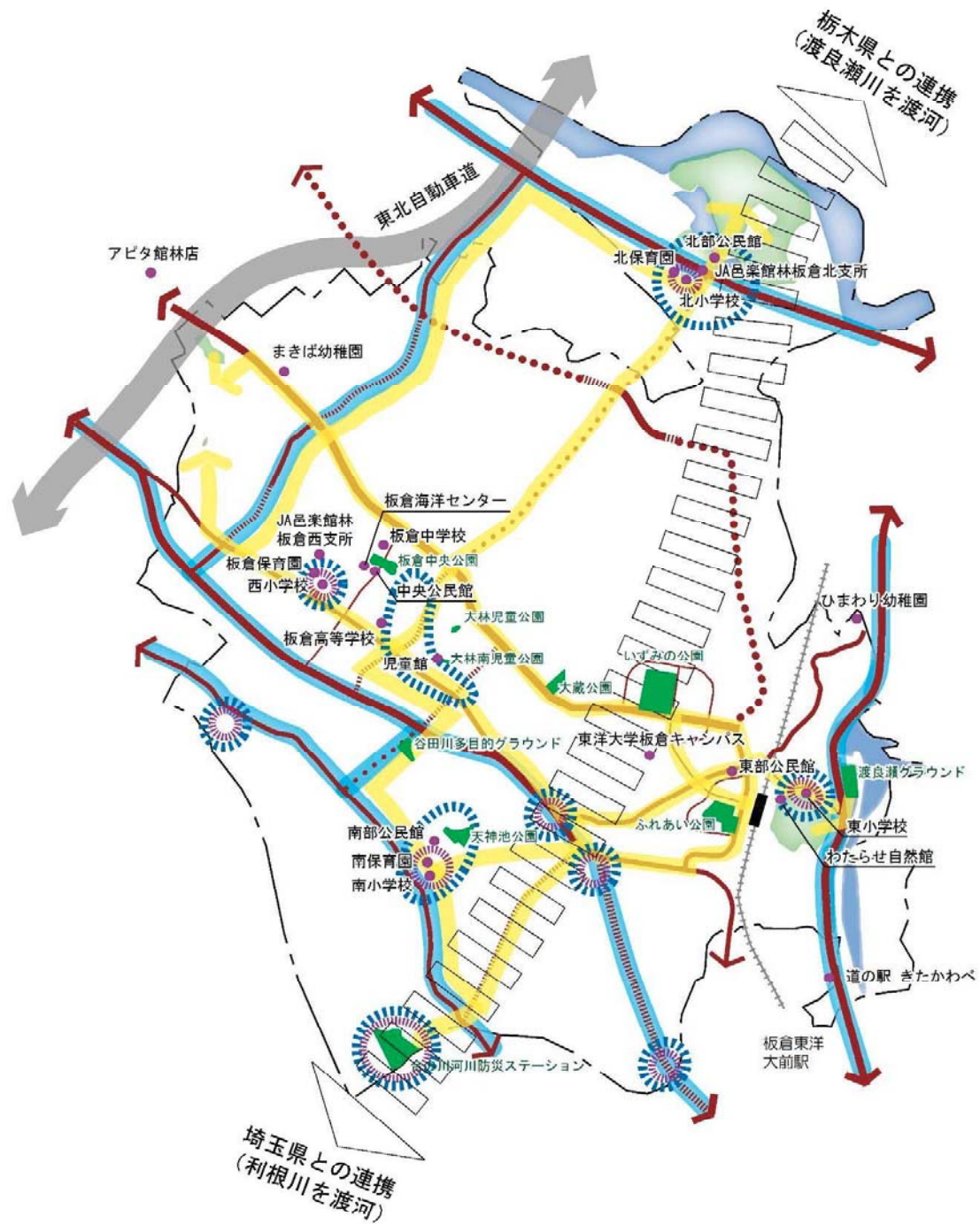
- ◆小学校については、それぞれ各地区の防災拠点として位置づけ、河川防災ステーションとともに、災害時に地域住民の避難や緊急物資の備蓄等に活用する他、これらを円滑に行うために必要な周辺施設整備や防災拠点に至るまでの沿道整備を進めます。

【その他防災関連】

- ◆町内に点在する指定避難場所については、これらを円滑に活用するための施設等の維持・管理や周辺施設整備を進めます。
- ◆公園・緑地等や各地区内外に広がる農地については、災害発生時に避難地として活用できるよう、必要な周辺施設整備や沿道整備を進めます。

【防犯拠点】

- ◆駐在所やその他公共施設等を核とする各地域の活動拠点や「まちかど」整備を推進し、地域コミュニティを支援することで、犯罪に強いまちづくりを進めます。



	: 輸送路		～凡 例～		: 防災拠点
	: 避難地 (水害時)		: 主要な避難路		: 避難地 (水害時以外: 公園)
	: 非浸水地		: 浸水地域 (0.5m 未満)		: 地域の活動拠点
	: 広域連携軸		: 主要幹線道路		: 幹線道路
	: 主要幹線道路 (既定計画)		: 主要幹線道路 (既定計画)		: 幹線道路 (既定計画)
	: 主要幹線道路 (構想)		: 主要幹線道路 (構想)		: 幹線道路 (構想)
			: 幹線道路		: その他主要道路

図7-6-1 防災関連施設等の構想・方針図

7-7 美しい都市空間形成の実現に向けて

【基本的な考え方】

「板倉町風景計画」に基づき、水辺の文化的景観の保全や田園風景との調和を図り、板倉らしい風景づくりに取り組みます。

【西地区】

- ◆既に面的整備が進められている地区については、引き続き地区施設整備を進めるとともに、良好な居住環境を創出するための地区計画、建築・緑化協定等の導入を検討します。
- ◆雷電神社及び中心商業地については、商店街の再生に併せて、道路と沿道との一体的な空間を形成するため、道路付属施設や舗装等のデザイン化に加え、沿道建築物の形態・意匠等の統一を図るため、面的整備や地区計画、建築・緑化協定等の導入を図ります。

【板倉ニュータウン地区】

- ◆既に地区全域に地区計画が適用されており、良好な居住環境の保全が確保されているが、今後とも地域住民の理解と協力による都市基盤や植栽等の維持・管理を推進します。
- ◆板倉東洋大前駅周辺については、統一感のある商店街・まちなみを創出するため、現在未分譲である商業・業務用地について、関係機関との調整のもとで引き続き積極的な分譲を進めます。
- ◆東洋大学の北側及び板倉東洋大前駅の北側において整備が予定されている産業施設については、周辺の住宅地や農地等との調和に配慮した景観形成に留意します。

【田園集落地】

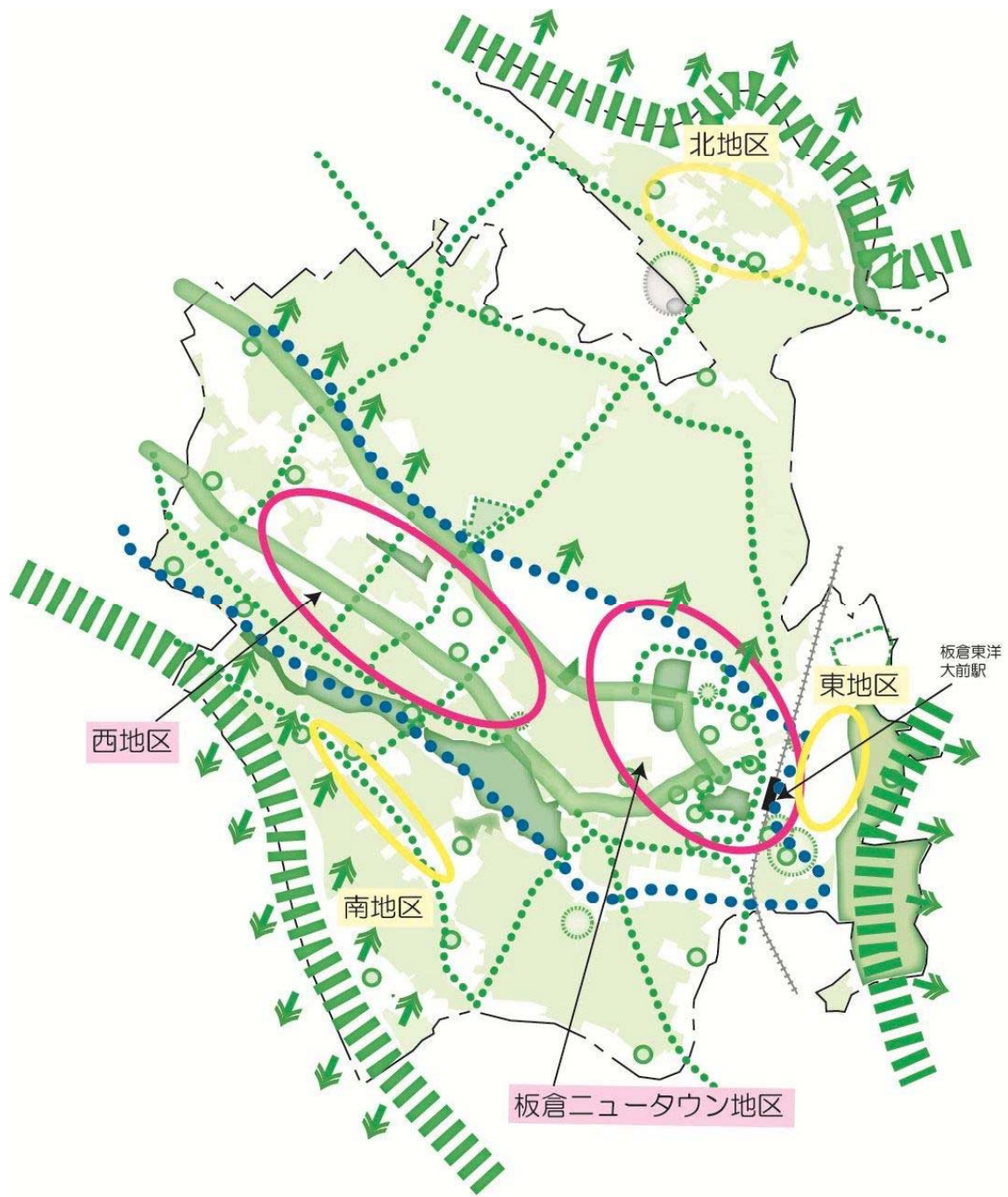
- ◆今後とも屋敷林・社寺林や周辺農地と一体となった集落地景観を保全するため、集落地区整備計画や地区計画、景観地区や景観協定等の導入を検討します。

【優良農地】

- ◆一団の農地については、今後とも広大で身近な自然景観として維持するため、耕作放棄地や無秩序な開発を抑制するために必要な検討を進めます。

【その他景観形成要素】

- ◆水と緑の骨格軸である渡良瀬川、利根川、渡良瀬遊水地及び緑の軸（メイン）や水の軸からの赤城山を代表する山々の遠景を保全するため、眺望ポイントやその周辺を対象とする施設整備及び各種制度の導入を図ります。
- ◆上記以外に、せせらぎ、巨樹古木、池沼、緑地についても、身近な自然環境構成要素として保全を図ります。



～凡 例～

【公園・緑地拠点】			
■○：公園・緑地（既設）	●○：公園・緑地（既定計画）	■○：公園・緑地（構想）	
□：風致地区等(既定計画)	●：遊水池（館林市内）		
【水・緑軸】			
：水と緑の骨格軸	●●：緑の軸（メイン）	●●●：緑の軸（サブ）	●●●：水の軸
【その他景観形成要素】			
➡：眺望（遠景）	○：市街地	○：田園集落地	■：優良農地

図7-7-1 都市景観形成の構想・方針図

7-8 豊かな心と活力を育む都市空間形成の実現に向けて

【基本的な考え方】

豊かな水辺環境を中心とする自然環境や地域固有の歴史・文化遺産を後世に守り継いでいくことを基本としつつ、歩行系ネットワークによる連係を図ることで利活用を行い、自然環境及び歴史・文化遺産の保全意識を高めます。また、集落・田園景観については、本町固有の自然環境構成要素の一つとして位置づけ、それらの保全と集落環境の向上との両立を目指します。

【自然環境構成要素】

- ◆渡良瀬川、利根川、渡良瀬遊水地の他、板倉川や谷田川については、本町を特徴づける水辺環境を有しており、それらに育まれた地形、生態系、景観については、周辺地域を含めて一体的な保全を図ります。
- ◆特に、谷田川については、住民に最も身近な水辺環境として法的規制も含めた保全方策について検討します。
- ◆また、ラムサール条約の指定する条約湿地に登録された渡良瀬遊水地について、本来の機能である治水に配慮しつつ、湿地環境の保全と利活用を行います。
- ◆上記以外の身近なせせらぎ、巨樹古木、緑地についても、身近な自然環境構成要素として保全を図ります。
- ◆集落・田園景観については、本町固有の自然環境構成要素の一つとして位置づけた上で、それらの保全と集落環境の向上との両立を図るため、集落地区整備計画や地区計画等の適用によって、集落地及び農地における無秩序な開発を抑制します。

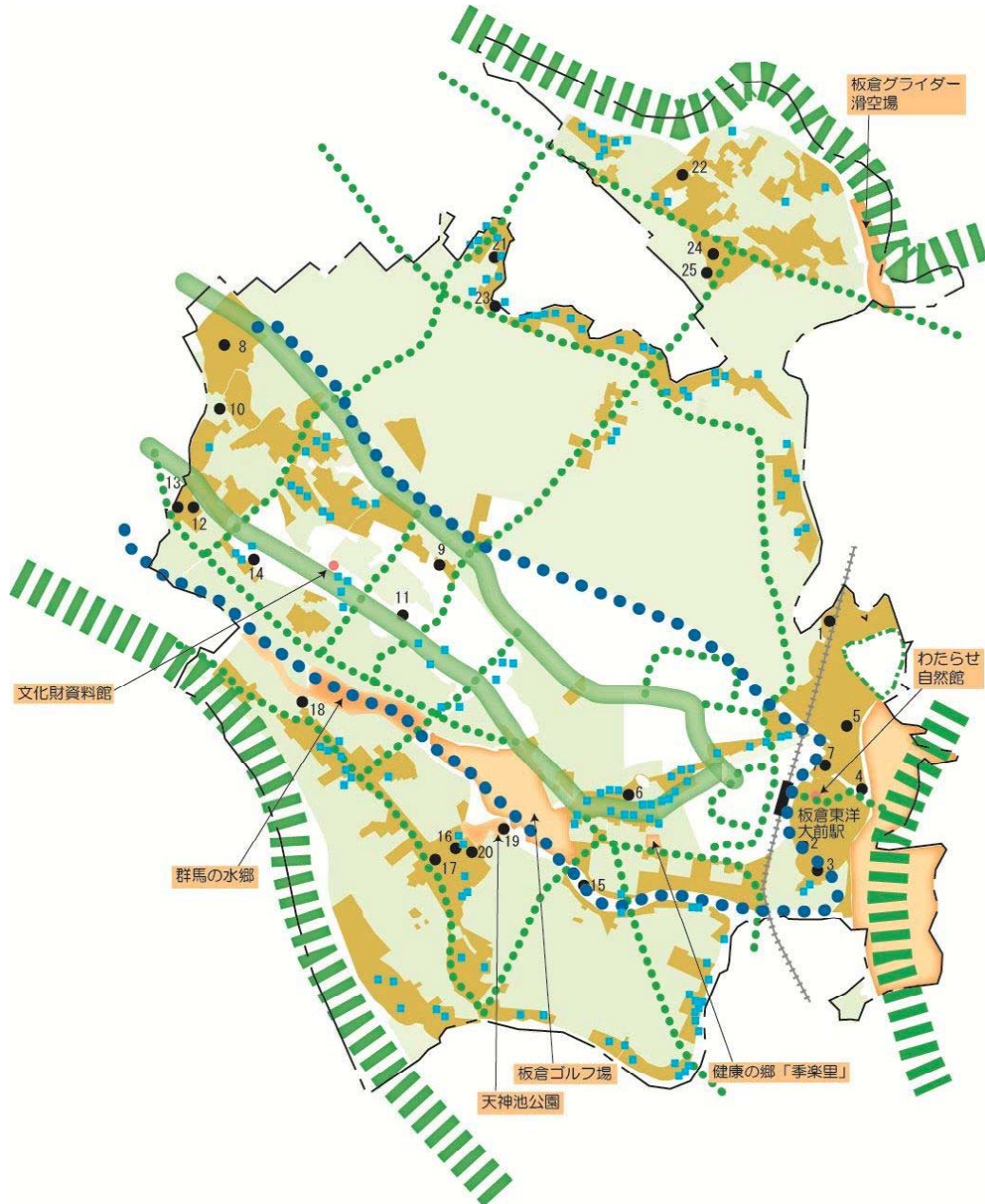
【歴史・文化遺産構成要素】

- ◆重要文化的景観に選定された利根川、渡良瀬川合流域について、「水場」としての機能を維持するとともに、観光資源としての利活用を行います。
- ◆町内に点在する古墳や貝塚、水塚等は、本町の歴史を現在に伝えるかけがえのない遺産であるため、町外からの来訪者だけでなく、こどもの貴重な教材として引き続き保全を図りつつ、必要に応じて遺跡公園等の整備を進めます。
- ◆特に水塚については、水害との闘いの中で培われた先人の知恵と努力によるまちづくりを物語るものであり、それらの保護方策について検討します。
- ◆地域の歴史を刻み、生活に密着した社寺等については、地域住民の理解と協力による保護を前提としつつ、周辺地域において面的整備等を進める際には、それらとの整合を図ります。

【観光資源構成要素】

- ◆首都圏の「オアシス」と称され、広大な河川空間を有する渡良瀬遊水地における一層の利活用や谷田川流域に所在する群馬の水郷、天神池公園、河川緑地、板倉ゴルフ場一帯をレクリエーションの場として拡充・整備を推進し、本町固有の「水」をいかした観光拠点の形成を図ります。
- ◆本町の主要産業である農業との連携を図り、「健康の郷、季楽里」を産業観光拠点として位置づけた上で、新たな特産品や郷土料理を全国へ発信し、地域の活性化を推進します。

◆利活用が可能な自然環境構成要素や歴史・文化遺産構成要素については、歩行系ネットワーク等によって相互連携を図り、イベントの開催やPRによって、町内外からの来訪者に「癒し」「にぎわい」を提供し、交流人口の増加を推進します。



～凡 例～

【自然環境構成要素】	: 水と緑の骨格軸	□□□ : 自然緑地	■ : 集落地	■ : 優良農地
【歴史・文化遺産構成要素】	● : 主な歴史・文化遺産	■ : 現存水塚	※ 図中の番号は表7-8-1に対応	
【自然環境及び歴史・文化遺産の利活用】	— : 緑の軸（メイン）	... : 緑の軸（サブ）	●● : 水の軸	○● : 観光資源

図7-8-1 自然環境、歴史・文化遺産保全及び利活用の構想・方針図

表7-8-1 歴史・文化遺産一覧表（再掲）

No.	名称	区分	図面 番号	No.	名称	区分
1	寺西貝塚	町指定重要史跡	1	34	現存水塚	
2	離山貝塚	町指定重要史跡	2	35	三角縁仏獣鏡	県指定重要文化財
3	一峯貝塚	町指定重要史跡	3	36	銅造・薬師如来坐像	町指定重要文化財
4	頼母子横穴墓群（2基）	町指定重要史跡	4	37	松本家古文書（足尾鉍毒関係文書）	町指定重要文化財
5	足尾鉍毒被害者救済第1施療所跡（松安寺）	町指定重要史跡	5	38	市沢家古文書（江戸時代名主文書）	町指定重要文化財
				39	荻野家古文書（江戸時代名主文書）	町指定重要文化財
				40	雷電神社棟札9枚	町指定重要文化財
6	行人沼と水生植物群	町指定天然記念物	6	41	甲冑	町指定重要文化財
7	薬師堂のシダレザクラ	町指定天然記念物	7	42	性信上人縁起 親鸞聖人書状	町指定重要文化財
8	旧東小学校のカヤ	町指定天然記念物		43	木造・阿弥陀如来坐像	町指定重要文化財
9	安勝寺 梵鐘	国指定重要美術品	8	44	世界大人類絵図	町指定重要文化財
10	安勝寺 木造・阿弥陀如来	町指定重要文化財		45	除川村古絵図	町指定重要文化財
11	安勝寺 木造・阿弥陀堂	町指定重要文化財		46	木造・釈迦如来坐像（前沢家）	町指定重要文化財
12	安勝寺 光明真言金亀宝篋印塔	町指定重要有形民俗文化財	9	47	高瀬善兵衛直房の家訓書	町指定重要文化財
13	雷電神社 末社八幡宮稲荷神社社殿	国指定重要文化財		48	板倉の里神楽	町指定重要無形文化財
14	雷電神社 社殿及び奥宮附棟札2枚	県指定重要文化財		49	山口大杉神社のお囃子	町指定重要無形文化財
15	雷電神社 高瀬舟絵馬	町指定重要文化財	10	50	初谷上坂東助作流獅子舞	町指定重要無形文化財
16	円満寺 木造・千手観音像	県指定重要文化財	11	51	岩田長良神社弓取式	町指定重要無形文化財
17	宝福寺 木造・性信上人坐像	県指定重要文化財	12	52	賀茂神社祭札当番引継式	町指定重要無形文化財
18	筑波山古墳（伊奈良1号墳）	町指定重要史跡	13	53	愛宕神社火番小屋	町指定重要無形文化財
19	舟山古墳（伊奈良2号墳）	町指定重要史跡	14	54	高鳥念仏踊り	町指定重要無形文化財
20	道明山古墳（伊奈良3号墳）	町指定重要史跡	15	55	高鳥天満宮太々神楽	町指定重要無形文化財
21	勝軍地蔵	町指定重要文化財	16	56	足尾鉍毒被害者救済第1施療所跡（松本家）	町指定重要史跡
22	稲荷神社古墳（大箇野1号墳）	町指定重要史跡	17			
23	大塚山古墳（大箇野2号墳）	町指定重要史跡	18	57	タラヨウ（松本家）	町指定天然記念物
24	松之木古墳	町指定重要史跡	19	58	板倉町のキツネ	町指定天然記念物
25	肘曲り池水生動植物	町指定天然記念物	20	59	筑波山古墳の石室石材及び副葬品	町指定重要文化財
26	高鳥天満宮社殿付棟札彫物雛形帳	町指定重要文化財	21	60	板倉遺跡	
27	浄蓮院 十五十仏板碑	町指定重要文化財		61	本遺跡出土の土製仮面	
28	浄蓮院 双体道祖神	町指定重要文化財	22	62	西丘神社社叢	
29	赤城塚古墳 三角縁仏獣鏡石碑	町指定重要文化財		63	一峯神社社叢	
30	赤城塚古墳	町指定重要史跡		23	64	大日本大工起源
31	施田大明神	町指定重要史跡	24			
32	北小学校のサクラ一群	町指定天然記念物	25			
33	ニホンギのエノキ	町指定天然記念物				

※1 板倉町教育委員会調べ
 ※2 表中の図面番号は図7-8-1に対応